

循環型社会形成推進地域計画策定
及び次期最終処分場概略検討業務

仕様書

令和8年3月
益田市

第1章 総則

第1節 業務の目的

本委託業務は、益田市（以下、「本市」という。）が計画する次期一般廃棄物最終処分場（以下、「次期最終処分場」という。）整備事業に伴い、本事業を循環型社会形成推進交付金事業として円滑に進めるために必要な循環型社会形成推進地域計画を策定することをはじめ、次期最終処分場候補地変更による新たな概略検討を行い、次期最終処分場整備・運営に向けて、必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として取りまとめることを目的とする。

第2節 業務の名称

循環型社会形成推進地域計画策定及び次期最終処分場概略検討業務

第3節 業務の期間

契約締結の日より、令和9年3月31日までとする。

ただし、循環型社会形成推進地域計画については令和8年10月30日までに作成し報告すること。

第4節 業務範囲

本仕様書は、「循環型社会形成推進地域計画及び次期最終処分場整備概略検討業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

第5節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

第6節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第7節 個人情報

業務で知り得た個人情報に関するものは、本市の承諾なしに業務に使用してはならない。また、他に漏らしてはならない。

第8節 配置技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者、各担当技術者は他の技術者と兼務できないものとし、雇用継続期間3か月以上の自社の社員とする。
- (2) 管理技術者は、監督員の指示に従い、業務の円滑な推進を図るとともに業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。
- (3) 管理技術者は、技術士法に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環（旧科目である廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理を含む。以下同じ）の資格を有する者とする。
- (4) 照査技術者は、管理技術者と同等の資格を有する者とする。

第9節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届、経歴書
- (4) 照査技術者届、経歴書
- (5) 担当技術者届、経歴書
- (6) 業務計画書
- (7) 業務完了報告書
- (8) 請求書
- (9) その他本市が必要とするもの

第10節 資料の提供

業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本市に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

第11節 打合せ及び議事録

受託者は、業務期間中は必要に応じて本市との打合せ（初回、中間、最終の3回。WEB会議を含む）を行う。

なお、WEB会議は、本市が認めた場合に限り、受託者は、WEB会議も含め打合せ事項及びその内容を記録し、本市に提出する。

第12節 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

第13節 業務の再委託

- (1) 受託者は、本業務における総合的並びに技術的な企画及び判断部分を、再委託してはならない。但し、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、業務の一部について、再委託することができる。
- (2) 受託者は、(1)に規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託を行う業務の内容を記した書面を提出の上、本市の承諾を受けなければならない。
- (3) 受託者は、再委託先に対して、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

第14節 業務実績情報システム（テクリス）登録

受託者は、本業務の契約、変更、完了時において、業務の情報を業務実績情報システム（テクリス）へ速やかに登録すること。

第15節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本市の成果品審査を受けなければならない。
その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本市の検査員の検査の合格をもって業務の完了とする。
また、成果品に関する著作権及び所有権は本市に帰属する。
- (3) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第16節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

第17節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| ・循環型社会形成推進地域計画（添付書類含む） | 20部 |
| ・次期最終処分場概略検討報告書 | 20部 |
| ・上記原稿データ（CD-R等） | 一式 |

第2章 業務内容

第1節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

本業務は、次期最終処分場整備事業に際し、循環型社会形成推進交付金制度に基づき廃棄物の3Rを総合的に推進するため、本市の自主性と創意工夫及び明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進地域計画」の策定、交付金申請に係る添付書類の整理及び関係委員会等資料の作成を行い、本事業の交付金申請手続きを円滑に進めるものである。

なお、本業務の策定に当たっては、「益田市一般廃棄物処理基本計画」（令和6年3月改定）と整合を図るとともに、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（令和7年7月改訂 環境省環境再生・資源循環局）の内容に準拠して行うものとする。

第1項 循環型社会形成推進地域計画の策定

1) 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

益田市全域

(2) 計画期間

本計画では、5年程度を標準とし、最長7年間の計画とする。

(3) 基本的な方向

本市の各種上位計画との整合性、地域の廃棄物の発生、排出特性やこれまでの廃棄物施策の推移、産業動向等、地域の特色に配慮した廃棄物処理の方向性を示すものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況についてまとめる。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や指定ごみ袋有料化による分別排出の促進などの講じる措置等を示すこと。

2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

以下に示す項目については、最新の実績値を整理したうえで、人口及び廃棄物の将来推計を行うものとする。

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

① ごみ処理

過去5か年以上の排出量、再生利用量、熱回収量及び減量化量等の各種指標を含めたごみ

処理の現状についてまとめる。

② 生活排水処理

過去5か年以上の生活排水の処理人口（下水処理人口、集落排水人口等）や生活排水処理量の現状についてまとめる。

（２）一般廃棄物等の処理の目標

① ごみ処理の目標

- ・排出量の指標
- ・再生利用量の指標
- ・エネルギー回収量の指標
- ・減量化量の指標
- ・最終処分量の指標
- ・その他必要な事項

② 生活排水処理の目標

- ・公共下水道人口
- ・農業集落排水施設の人口
- ・合併処理浄化槽人口
- ・未処理人口
- ・汲取りし尿量
- ・浄化槽汚泥量

3）施策の内容

（１）発生抑制、再使用、再利用の推進

発生抑制や再使用、再利用に関する施策の現状をとりまとめ、今後の循環型社会形成に向けて、地域で解決可能な有効・必要となる施策についてとりまとめる。

① ごみ

- ・有料化
- ・環境教育、普及啓発、助成
- ・マイバック運動・レジ袋対策 など

② 生活排水

（２）処理体制

① ごみ処理の現状と今後

家庭系一般廃棄物（ごみの分別区分・ペットボトル、びん等の処理）の現状を取りまとめ、今後の循環型社会形成に向けて有効・必要となる施策を明らかにする。

- ・事業系一般廃棄物の処理体制
- ・一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物

- ② 生活排水処理の現状と今後
- ③ 今後の処理体制の要点

(3) 処理施設の整備

本市が計画する施設整備事業について、その位置付け、整備時期等やその理由を明確にした上で、本地域計画の交付対象に該当する施設整備内容について、一覧表等にとりまとめ、その整備理由などを明らかにする。

- ① 施設の種類、処理能力、整備期間
- ② 施設整備の理由（必要性）
- ③ 現有処理施設の概要

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備を行う際に必要となる各種調査計画等について、その必要性や調査内容等をとりとまとめる。

- ① 計画支援事業内容及び事業期間

(5) その他の施策

循環型社会形成を推進していく上で必要となる施策のうち、前述した施策以外で必要となる一般廃棄物の不法投棄対策や、災害時の廃棄物処理に関する事項についてとりまとめる。

- ① 再生利用品の需要拡大事業
- ② 廃家電のリサイクルに関する普及啓発
- ③ 不法投棄対策
- ④ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4) 計画のフォローアップと事後評価

計画のフォローアップと事後評価に関する方針をとりとまとめる。

- (1) 計画のフォローアップの検討
- (2) 事後評価及び計画見直し手法の検討

第2項 循環型社会形成推進地域計画添付書類の作成

循環型社会形成推進地域計画に添付が必要な資料について取りまとめる。具体的には、予定する交付金対象事業に関する概算事業費等を整理した総括表や一般廃棄物処理に係るトレンドグラフ等を取りまとめるものとする。

関係委員会等の資料を作成する。(審議会、検討委員会それぞれ1回)。

なお、概算事業費の算定に当たっては、今後検討する交付対象事業に関して、現時点で可能な範囲の整備内容にて既存資料を基に設定するものとする。

第2節 次期最終処分場概略検討業務

本業務は、次期最終処分場候補地変更による新たな概略検討を行い、次期最終処分場整備・運営に向けて、必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として取りまとめるものである。

第1項 委託業務の場所

島根県益田市下波田町地内

第2項 基本条件の整理

1) 埋立対象廃棄物の設定

現状や市の将来計画等を考慮し、次期最終処分場の埋立対象廃棄物を設定する。

2) 法的規制調査

次期最終処分場を設置する上で各種法的規制があり、その内容によっては開発が困難な場合があるため、事業の初期段階において関連する法的規制を調査する。

3) 次期最終処分場設置に係る概略地形・地質・地下水調査

次期最終処分場の建設費や施設配置の難易は、当該候補地の地形・地質によるところが大きい。また、最終処分場における遮水構造の健全性については、地下水の観点からみた水文地質構造を的確に把握し、その構造や維持管理を考えなければならない。

そこで、計画地及びその周辺に関する既存資料を収集するとともに現地踏査を行い、施設建設及び維持管理についての留意点を整理する。整理する留意点は下記に示す内容とする。

- ① 地形の成り立ちと最終処分場整備の留意点（断層、急傾斜地、流れ盤等）
- ② 地質構造と最終処分場整備の留意点（リニアメント、軟弱地盤等）
- ③ 水文地質構造と地下水の分布形態
- ④ 地形・地質・地下水に関するその他事項

第3項 次期最終処分場整備概略検討

1) 概略施設規模の設定

上記の調査内容を勘案して、当該候補地に次期最終処分場を設置するにあたって、埋立容量の確保、初期投資削減に配慮した概略施設規模の設定を行う。

- ・計画埋立容量
- ・埋立地面積
- ・その他必要施設面積

2) 最終処分場配置について

最終処分が必要な廃棄物量、法規制及び地形・地質・地下水等の留意点を勘案し、被覆型埋立地として当該候補地での概略配置を検討する。

3) 浸出水処理施設の検討

処理フローや設備構成により、必要となる施設規模等を検討する。

4) 跡地利用の検討

次期最終処分場が立地する周辺の土地利用の状況を把握するとともに、周辺環境に合致するよう、閉鎖後及び廃止時における最終処分場の跡地利用について検討を行う。

5) 概算事業費の算定

上記で検討した内容に基づき、概算事業費を算定する。

なお、算定にあたっては、事業費の縮減策についても検討すること。

6) 事業手法の検討

概算事業費の算出に伴い、循環型社会形成推進交付金等の財源計画、公設公営、公設民営等の区分、目的、内容等を含む事業手法の検討を行う。

7) 実施スケジュールの検討

各種調査、計画、設計、関係機関協議、建設工事並びに建設工事監理、さらには次期最終処分場供用後の維持管理・運営方法を踏まえた実施スケジュールの検討を行う。

8) とりまとめ

検討内容を地域住民や関係者に分かりやすくイメージしやすい資料等を用いてとりまとめる。

図面については、平面図、断面図（横断図、縦断図）、盛土や切土の位置が分かる図、鳥瞰図を作成すること。

次期最終処分場概略検討業務

委託業務場所位置図

